

八王子市認定こども園施設整備事業補助金交付要綱

平成29年3月15日施行

令和3年3月29日改正

令和4年2月16日改正

令和5年3月6日改正

令和6年3月1日改正

(目的)

第1条

この要綱は、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第37号）（以下「市条例」という。）第3条第3号に規定する地方裁量型認定こども園以外のものをいい、同法第3条第11項による公示がなされたものを除く。以下同じ。）を設置運営する事業者（以下「事業者」という。）が行う施設整備に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、認定こども園の整備を促進し、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

(補助対象事業)

第2条

この補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法人又は学校法人が設置する認定こども園に係る施設整備（別表1に定める施設整備をいう。以下同じ。）事業であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 整備しようとする施設・設備及び施設の運営については、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第33号）、市

条例及び八王子市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年規則第41号）をはじめとする各種関係法令、通知等に適合するものであるとともに、八王子市認定こども園事務取扱要綱及び八王子市幼保連携型認定こども園事務取扱要綱に適合するものであること。

(2) 施設整備に要する費用について、こども家庭庁の補助金が内示決定又は交付決定されたものであること。

(3) 補助事業の計画及び方法が第1条の目的を達成するために適切であり、十分な成果が期待し得るものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、社会福祉法人又は学校法人以外の者が設置する認定こども園に係る施設整備事業であって前項各号に該当するものも補助事業とする。

(補助対象経費)

第3条

この補助事業の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費であって、別表2に定める経費とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存の建物の買収に要する費用（既存の建物を買収することが建物を新築することよりも、効率的であると認められる場合を除く。）
- (3) 職員の宿舍の建設に要する費用
- (4) 外構整備に要する費用
- (5) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助金交付額)

第4条 補助金交付額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築若しくは老朽民間児童福祉施

設整備を行う場合

- ア 別表 3 及び別表 4 により算出した額（以下この号において「補助基準額」という。）の合計額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- イ アで選定した金額が補助基準額である場合は、保育所部分（施設整備を行う認定こども園における保育を実施する部分をいう。以下同じ。）に係る補助基準額に 8 分の 7 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と、教育部分（施設整備を行う認定こども園における教育を実施する部分をいう。以下同じ。）に係る補助基準額に 4 分の 3 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額を補助金交付額とする。
- ウ 対象経費の実支出額が補助基準額を下回り、アで選定した金額が対象経費の実支出額となった場合は、保育所部分と教育部分それぞれの専有床面積割合等の合理的な方法により対象経費の実支出額を按分したうえで、保育所部分にかかる対象経費の実支出額に 8 分の 7 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と、教育部分にかかる対象経費の実支出額に 4 分の 3 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額を補助金交付額とする。
- エ イにより算出した補助基準額を超えて事業者が対象経費の実支出額を負担している場合、別表 6 及び別表 7 により算出した額の合計額と対象経費の実支出額の合計額（補助基準額を超えて事業者が負担する部分に限る。）を比較して少ない方の額に 8 分の 7 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をイの金額に加算して補助する。

(2) 防音壁整備を行う場合

別表 5 に定める基準額と対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(補助金の交付申請)

第5条

この補助事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者は、建設に要する費用について「認定こども園施設整備事業補助金交付申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び役員名簿
- (2) 施設整備理由書
- (3) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (4) 事業実施計画書（第3号様式）
- (5) 当該補助事業に係る歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (6) 別に国等から助成を受け、又は、受けようとする場合には、その助成の内容を記載した書類
- (7) 財産目録（法人設立中にあつては、これに代わるべき書類）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項による補助金の交付申請があつたときは、交付申請書及び関係書類を審査し、適当と認められたときは、別紙補助条件を付し、第4号様式により補助金の交付を決定する。

（補助事業の変更等）

第6条

事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更（補助事業に実質的影響のない場合は除く。）しようとするとき。
- (2) 補助事業の建物の規模、構造等を変更（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止、又は、廃止しようとするとき。

2 前項による内容の変更をする場合は、「認定こども園施設整備事業補助金内容変更等承認申請書」（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長が指

定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 「内容変更額算出内訳書」(第6号様式)
- (2) 「内容変更計画書」(第7号様式)
- (3) 当該事業に関する歳入歳出予算書(又は見込書)抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の変更等承認申請書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、適当と認められたときは、「認定こども園施設整備事業補助金内容変更等承認書」(第8号様式)により事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条

事業者は、補助事業が完了したときは、「認定こども園施設整備事業補助金実績報告書」(第9号様式)に次の書類(複数年度事業の最終年度以外の実績報告の場合は、第4号の「引渡書」の写し、「支払領収書」の写し及び第5号の「検査済証」を除く。また、第6号の「完成前後の写真」は、「建設中の写真」とする。)を添えて、事業完了後(複数年度事業の最終年度以外の場合は、当該年度の事業完了後)速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第10号様式)
- (2) 建設費精算書(第11号様式)
- (3) 当該補助事業に係る歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
- (4) 請負工事の場合は、「工事請負書」の写し、「引渡書」の写し及び「支払領収書」の写し
- (5) 工事完了を確認するに必要な「検査済証」(発行できない場合は工事完了届等検査済証に代わるもの)の写し
- (6) 建物内外主要部分の完成前後の写真及び撮影位置を示した図面

2 市長は、提出された実績報告書の内容を審査及び現地調査を実施し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第12号様式により通知する。

(補助金の交付等)

第 8 条

市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、当該補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付決定後に補助事業の円滑な遂行のため市長が特に必要があると認める経費については、概算払いをすることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第13号様式による補助金請求書又は第14号様式による補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、第15号様式による補助金精算書を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 9 条

事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的及び条件に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(書類の整備保管)

第10条

事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類及び事業に係る書類を整備し、これを事業完了後補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分するまでの間保管しておかななければならない。

(補助金制度の見直し)

第11条

この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行し、平成28年8月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、事業者に対し補助事業の遂行状況に関し報告を求めることがある。

5 補助事業の遂行命令等

(1) 市長は、3及び4による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

(2) 事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告

事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があった日から30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、別紙第9号様式に係る書類を添えて補助事業の実績を報告しなければならない。

7 是正のための措置

(1) 市長は、実績報告書の審査及び現地調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

(2) 6の実績報告は(1)の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

8 決定の取消し

(1) 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

(1) 市長は、1又は8により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) (1)の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

10 関係書類の整理保管

事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

11 その他

市長は、この補助金を財源として認定こども園を設置運営する事業者に補助するにあたり、下記の条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(令和5年4月1日こども家庭庁告示第9号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(2) 補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処分につき市長の承認を受けるものとする。

(3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙第1649号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消

費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けなければならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受けて取得した財産について、取壊し等の財産処分を行う場合には、市長の承認を受けなければならない。また、東京都の補助金を受けて取得した財産については、東京都知事の承認を受けなければならない。
- (10) 東京都の補助金を受けて、8により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその期間においては、既納付額を控除した額）に付き、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (11) 9により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

八王子市認定こども園施設整備事業補助金交付要綱 別表

別表1 施設整備区分・内容

整備区分	整備内容
創設	・新たに認定こども園を整備すること。
大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> （1）給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 （2）その他必要と認められる上記に準ずる工事
増築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> * 改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 * 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
老朽民間児童福祉施設整備	・社会福祉法人が設置する施設について、令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防音壁整備	・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備をすること。

別表2 補助対象経費

種目	対象経費	対象整備区分
<p>本体工事費</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）工事費又は工事事務費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）</p>	<p>創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備及び防音壁整備</p>
	<p>開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金。</p>	<p>創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備（ただし、大規模修繕等は仮設施設整備工事費のみ補助対象とする）</p>

別表3 本体工事に係る補助基準額

< 本体工事 >

単位：円

	補助基準額（1施設当たり）	
	右記以外の場合	保育所型認定こども園の教育部分 又は幼稚園型認定こども園の保育 所部分の施設整備事業
定員 20 人以下	131,000,000	83,000,000
定員 21 人～30 人	137,200,000	87,000,000
定員 31 人～40 人	159,600,000	101,400,000
定員 41 人～70 人	182,000,000	115,800,000
定員 71 人～100 人	236,400,000	150,200,000
定員 101 人～130 人	284,400,000	181,200,000
定員 131 人～160 人	329,200,000	209,400,000
定員 161 人～190 人	374,200,000	238,200,000
定員 191 人～220 人	415,800,000	264,600,000
定員 221 人～250 人	460,800,000	292,800,000
定員 251 人以上	511,800,000	325,600,000
特殊附帯工事	17,900,000	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%（千円未満切捨て）	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員 20 名以下	60,000
	定員 21～30 名	44,000
	定員 31～40 名	36,000
	定員 41～70 名	32,000
	定員 71～100 名	24,000
	定員 101～130 名	20,000
	定員 131～160 名	20,000
定員 161 名以上	18,000	
土地借料加算	26,200,000	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、東京国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	18,580,000	

認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、教育部分に係る額は計上しないこととする。増築、一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 整備する面積 / 整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

保育所型認定こども園の教育部分又は幼稚園型認定こども園の保育所部分の施設整備事業については、特殊付帯工事、設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算は加算しないこと。

大規模修繕等については500万円以上の事業を交付対象とし、対象経費の実支出額を基準額とすること。土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

特殊付帯工事については、令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表4 解体撤去工事及び仮設施設整備工事に係る補助基準額

< 解体撤去工事費 >

単位：円

	補助基準額（1施設当たり）	
	右記以外の場合	保育所型認定こども園の教育部分又は幼稚園型認定こども園の保育所部分の施設整備事業
定員 20 人以下	2,622,000	1,666,000
定員 21 人～30 人	2,976,000	1,892,000
定員 31 人～40 人	3,966,000	2,522,000
定員 41 人～70 人	4,992,000	3,176,000
定員 71 人～100 人	7,038,000	4,476,000
定員 101 人～130 人	8,450,000	5,372,000
定員 131 人～160 人	10,564,000	6,720,000
定員 161 人～190 人	12,678,000	8,066,000

定員 191 人～220 人	14,788,000	9,412,000
定員 221 人～250 人	16,902,000	10,754,000
定員 251 人以上	19,016,000	12,102,000

一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 解体面積 / 既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

< 仮設施設整備工事 >

単位：円

	補助基準額 (1 施設当たり)	
	右記以外の場合	保育所型認定こども園の教育部分又は幼稚園型認定こども園の保育所部分の施設整備事業
定員 20 人以下	4,672,000	2,972,000
定員 21 人～30 人	5,702,000	3,628,000
定員 31 人～40 人	6,910,000	4,398,000
定員 41 人～70 人	9,602,000	6,108,000
定員 71 人～100 人	14,404,000	9,168,000
定員 101 人～130 人	17,286,000	11,000,000
定員 131 人～160 人	21,614,000	13,750,000
定員 161 人～190 人	23,628,000	15,032,000
定員 191 人～220 人	27,566,000	17,542,000
定員 221 人～250 人	31,504,000	20,046,000
定員 251 人以上	35,442,000	22,554,000

一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 解体面積 / 既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

大規模修繕等については 500 万円以上の事業を交付対象とし、対象経費の実支出額を基準額とすること。

別表5 防音壁整備に係る補助基準額

< 防音壁整備 > 単位：円

基準額
1 施設当たり 7,842,000

別表6 本体工事に係る高騰加算

< 高騰加算（本体工事） > 単位：円

対象経費	基準額（1施設当たり）	
	別表3に定める工事費に係る基準額を超えて事業者が支払う費用（大規模修繕等を除く。）	定員 20 人以下
	定員 21 人～30 人	34,300,000
	定員 31 人～40 人	39,900,000
	定員 41 人～70 人	45,500,000
	定員 71 人～100 人	59,100,000
	定員 101 人～130 人	71,100,000
	定員 131 人～160 人	82,300,000
	定員 161 人～190 人	93,550,000
	定員 191 人～220 人	103,950,000
	定員 221 人～250 人	115,200,000
	定員 251 人以上	127,950,000
	特殊附帯工事	4,475,000
	地域の余裕スペース活用促進加算	4,645,000

本表は幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合にのみ適用すること。また、保育所部分の定員規模に該当する基準額とすること。

増築、一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 整備する面積 / 整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

別表7 解体撤去工事又は仮設施設整備工事に係る高騰加算

< 高騰加算（解体撤去工事、仮設施設整備工事） > 単位：円

対象経費	基準額（1施設当たり）		
		解体撤去工事	仮設施設整備工事
別表4に定める工事	定員 20 人以下	655,000	1,168,000

費に係る基準額を超えて事業者が支払う費用（大規模修繕等を除く。）	定員 21 人～30 人	744,000	1,425,000
	定員 31 人～40 人	991,000	1,727,000
	定員 41 人～70 人	1,248,000	2,400,000
	定員 71 人～100 人	1,759,000	3,601,000
	定員 101 人～130 人	2,112,000	4,321,000
	定員 131 人～160 人	2,641,000	5,403,000
	定員 161 人～190 人	3,169,000	5,907,000
	定員 191 人～220 人	3,697,000	6,891,000
	定員 221 人～250 人	4,225,000	7,876,000
	定員 251 人以上	4,754,000	8,860,000

本表は幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合にのみ適用すること。

また、保育所部分の定員規模に該当する基準額とすること。

一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 解体面積 / 既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）